議案第8号

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第3号)の 一部を次のように改正する。

第15条第2項中「小学校就学前」を「小学校就学」に、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「当該職員が配偶者」を「当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」に、「がある者」を「があるものをいう。以下この項において同じ。)」に改め、「をするため、」の次に「管理者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に準じ、給与の減額に関する 規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。